

第八節 災害・社会問題

一 熊野の災害

熊野では、干害が四、五年に一回、風水害が一〇年に一回あるといわれている。

ひでのり害
熊野の農業用水は、河川の水と二〇〇余のた
め池の水に頼っている。しかし、河川は小さ
く、ため池は、既に江戸時代の絵地図にも数多
く記されているほど古い（雲雲藩通志）。熊野で最も大き
な坂面大池は天和三年（一六八三）に造られ、大
正十四年（一九二五）に今日の大きさに拡大され
た。広さは約一ヘクタールで、貯水量は四万立
方メートルをこえる。これらのため池は干害を
さけるために造られた。しかし平年にはその余

表5-8-1 田の用水別面積および改良を必要とする耕地面積
昭和33年12月末日現在 広島県耕地課調査

		安芸郡	熊野町	
田の 源別 用水 面積	ため池	467(20.9)	202(45.3)	
	河川	1,246(55.7)	187(41.7)	
	その他	525(23.4)	58(13.0)	
	総面積	2,401(56.0)	438(82.2)	
改良を必要とする 耕地面積	田	総面積	1,489(66.5)	362(81.0)
		用水不足	299	32
		排水不良	356	16
		老朽	325	113
		区画整理	357	145
	冷水田	152	56	
畑	総面積	912(44.6)	76(88.4)	
	かんがい	321	—	
	酸性土	453	36	
	区画整理	138	40	

() は割合 単位ha

った水を利用してさらに田畑が拡張されていた。このように給水すべき田畑を無計画に拡張していたため、雨量が少なければたちまち凶作となるところがあるのである。明治八年（一八七五）「村内凶作」、明治十六年「熊野村凶作」、明治二十七年「凶作」と『熊野川』の年表にも記されているのは、干害によるものである。全国的にも、これらの年の干害被害県はそれぞれ一三県、二一県、一八県と多い。

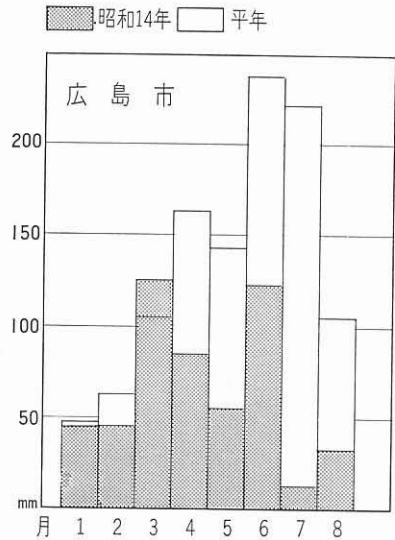
『熊野川』の年表にも記載のないひでの害が他に何回かあった。例えば、明治二十六年（一八九三）である。西日本を中心に二一県を巻き込む干害であり、周囲をとりまく町村にもその被害が伝えられていることから熊野もまたこの災害をまぬがれることはできなかったはずである。

表 5-8-2 昭和14年安芸郡旱害状況



「近來稀にみる大凶作」といわれたのは、昭和十四年（一九三九）のものであった。干上がることはないといわれた坂面大池も干上がってしまい、池の底で五〇人ほどの人々が熊野独特の盆踊りを雨乞いのために舞ったという。新宮でも、雨乞いが二度も行われた。たいまつや薪を持って竜王山に登り、水神である竜王神社に祈願したの

図5—8—1 降水量の比較（昭和14年と平年）



である。川も減水して、熊野川のいわさきいなどで、砂を掘って井戸をつくり、手押しポンプやねつるべ(桶に四本の綱をつけ、二人で汲み上げる)を使っていせきに水をのせたという。水番において、時間を割り当てて水を汲むので、そうした時には一刻を争った。小児を持つ家庭では、夜間は働き場所に伴って寝かせ、働き手の足りない場合は近隣と組んで、この作業をした。「水(ひでり)に強い」湿田である時光地の人びとは、このように苦勞しながら

も、辛うじて収穫時期を迎えることができた。しかし、平谷、城之堀、萩原や谷田の地などでは稲の一株一株にヤカンで水をやり、それでもだめなときは、ソバに植えかえたところもあった。

戦後では、昭和三十二年(一九五七)のひでりの害が激しかった。坂面大池でみると、例年は二九本ある斜樋の栓木のうち一四〜一五本を抜いたものを、この年は二三本も抜かねばならなかった。池底はごく少量の水を残すのみとなった。しかし大池の受益者はなお七分程度の米の収穫があったが、平谷・城之堀などはほとんど収穫はなかったのである。従って当然水争いも起こった。しかし平谷などは水争いもできぬほど水がなかったのである。
故老よりの聞き取り

風水害

風水害は、梅雨、台風の時期のものが多く、干害と並んで、熊野に災厄をもたらしている。明治九年(一八七六)八月「大風、呉地は家屋一一戸倒れる」とある。また明治四十年「猛雨大洪水、初神、新

宮の被害大きく出来庭、川角これに次ぐ、損害七、四〇〇円の見込み」とある^{『熊野川』}。当時は米一石一七円八〇銭の時代である。『広島県矢野町史』(下巻)にも「七月十五日連日の大豪雨により未曾有の大洪水」がおこり、「死者六四人、負傷者六二人、流出家屋一五二戸、浸水家屋六三〇戸、田畑宅地埋没六一町歩」と記されている。流れが急で短い矢野川を囲む矢野ほどではないにしても、熊野でも三谷川、雲母川、深原川や熊野川、石風呂川、呉地川などが上流では土砂流出を、そして中流では堤防決壊をもたらし、その結果周辺の田畑・家屋に大きな被害を与えることになったのである。

大正八年(一九一九)には梅雨期の水害があった。七月一日から四日にかけて長雨が続き、熊野川の堤防も壊れて砂で稲が埋まった所も多かった。

県下での史上最も大きな被害をもたらした風水害は、敗戦の年(昭和二十年)の枕崎台風である。台風は九月十七日夜半に広島に上陸した。広島でも雨量は二〇〇ミリ、風速は三〇メートルをこした。雨は十七日に集中したので山くずれ、崖くずれ、河川の氾濫をひきおこした。広島県下の死者、行方不明者合わせて二、〇〇〇人をおこすものであった。農地被害も流失田畑四、〇〇〇ヘクタール、冠水田畑一万ヘクタールという規模であった。石嶽山は各所でくずれ、川の堤防も各所で流された。道上川と石風呂川、道上川と呉地川の合流点では、流れこむ水によって洪水となり、水田が砂で埋められたばかりでなく、久保地など家屋が水に洗われるところもでた。熊野川や、その支流の三谷川、雲母川などでも同様であった。特に新宮では痛ましい崖くずれがあった。二軒家屋が一瞬にしてその下敷となり、それぞれ二人、三人の死者を出したのである。終戦直後のこととて男手も少なく、深夜人々はみなまんじりともせず過ごしたのである。

昭和二十六年(一九五一)には米子付近から日本海にぬけたルース台風があり、復旧のおくれた河川では、その

つめあとを深くした。しかし熊野町の場合農作物の被害は稲穂が倒れる程度だった。

昭和二十八年七月十六日から二十二日の豪雨（二〇〇ミリ近く）では、今の呉地ダムのところにあった土堰堤が破壊されている。この時は六月下旬の二三四ミリの雨の後だけに土木被害が一層大きかったのである。家屋も二軒流失し、二名の死者を出した。

同じ熊野でも、風水害の多い新宮、初神、呉地、川角と、干害に弱い平谷、萩原、城之堀に分けられる。しかし、近ごろ、ひでりに耐える力はかなり強くなった。昭和二十八年以降、地下水をポンプアップして田畑にとるようになったためである。

地域を問わず被害の大きいのは二化めい虫稲虫（うんか）の発生である。明治三十年（一八九七）には全国的には一〇県を巻き込む虫害があり、熊野でも虫送りの祈禱などが盛んに行われた。しかしこの年は四分五厘作といわれるほどの減収であった。また、明治三十三年（一九〇〇）から四十年ごろまで、毎年のようにうんかが発生し、平年作の五、六分作しか収穫がなかった。農家では七月上旬の植え付け後の「泥落とし」の休み（田休み）に、神社で虫除けのお札を受けて竹にはさみ、田のほとりに立てていた。うんかが発生した時には、ふつう夏の暑い盛りに、子どもの手まで借りて防除した。ノウトク油を田にまいて、その水で株や穂にいるうんかを洗い流す作業である。近ごろでは地域ぐるみの薬剤散布によって防除している。それにもかかわらず、干害をはじめ風水害その他の被害は今日まで続いている。

昭和四十五年（一九七〇）以後の水稲の被害状況をみると、表5—8—3のとおりである。

そのなかで被害の多かった昭和四十五年、四十八年の被害地区はともに町内一円であった。前者は風害と病害によるものであり、後者は干害、倒伏害、虫害であった。しかし、最大のものは昭和五十三年（一九七八）であり、

表5-8-3

昭和年	被害面積		減収量
	3割以上	3割以下	3割以上被害水田
45	4,380 a	1,099 a	23,091kg
46	2,567	876	11,304
47	343	146	2,508
48	4,619	249	31,994
49	1,427	537	7,140
50	2,726	452	17,274
51	2,364	176	12,977
52	1,128	413	4,603
53	5,111	684	65,971
54	600	355	5,369
55	2,493	1,168	20,953
56	181 (38筆)	172	2,171

熊野町農業共済組合資料より

っている。

しかし、最近では農業共済制度の発達などにより、農作物の減収に対して保険金が支払われ、被害農家も救済される時代になった。

二 本庄村の上申書

上申書の提出

明治三十年（一八九七）三月二十日、本庄村長真藤齋に苗代の六五名の連署で次の上申書が提出

されている（熊野町立図書館蔵「本庄村関係資料」（以下同じ））

六月十五日から八月二十日までの平谷、城之堀、初神を中心とする干害と九月十五日、十六日に町内全域にわたる風害を被った。当時の災害状況は、次のように書かれている。「田植時に雨不足の為、移植不能耕地続発、その後雨水不足続き枯死するもの多し、収穫皆無耕地大発生し又台風十八号により倒伏もあり大異常となる」逆に昭和十五年の場合は田植時期に雨天続きで、日照不足、冷害、倒伏、イモチ等により、異常被害とな

第五章 近 代

上 申 書

右ハ今般私共米石ハ高直ニ付誠ニ困難仕候ニ付地方税並ニ村税上納出来難致候ニ付戸等割御組立被成下度様此段連署ヲテ上申仕候也

明治三十年三月二十日

本庄村長 真藤 齋殿

○○○○○○ほか

また、三月二十六日には、押込の組長と他三名の連署で、翌二十七日には栃原の人民総代以下七名の連署で、さらに五月二十日には平谷の一一名の連署でほぼ同じ内容の上申書が提出されている。平谷のものは次のとおりである。

上 申 書

本村税年々増加セルニ付赤貧者困難致居ニ付納税義務ニ堪ヘズ候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ村税戸別割^(ツマ)呈取法方ニ就キ戸等組織被成下度依之連署ヲ以此段上申候也

明治三十年五月二十日

本庄村長 真藤 齋殿

本庄村大字平谷 一一名印

これらの上申書はすべて村税が年々増加して納付しにくくなっていることを訴え、それまでの戸別割徴収方法を戸等割に組織がえしてほしいと要求している。上申に名を連ねている人々はそのような人々であろうか。苗代は全戸数の半数近くである。他の地区は一部、しかも組長や総代とあるようにその地区のなかでは、ゆたかで発言権の強い人々であったと考えられる。

この年、これらの人々によってなぜ上申書が提出されたのか。日清戦争を契機に国税・地方税、特に村税が増

表5—8—4 本庄村の国税・地方税の納付額と納付人口

	国 税				地 方 税			
	地 租	牛馬売買 免許税	菓子税	所得税	車 税	地 租 割	营 業 割	戸 別 割 (戸数割)
明治二十七年	二、三〇四・〇六六・五〇〇・六・〇〇〇・三・〇四〇・〇二五〇・五六六・七七四 円 (七八〇人)	(六人)	(六人)	(二人)	(二人)	八二・九〇〇・一五九・五八〇 円 (七八六人)	(二八一人)	(四二二人)
明治二十八年	二、三〇二・五九二・九・〇〇〇・六・五〇〇・三・三八〇・〇二五〇・六二〇・〇五八 円 (七八〇人)	(九人)	(七人)	(二人)	(二人)	八六・二二五・一四三・七二〇 円 (八〇三人)	(二七五人)	(四二三人)

注 明治二十八年の地方税に雑種税六円八七二(十三)が加わる。

表5—8—5 本庄村の村税の納付額と納付人口(歳入決算額による)

	地 価 割	戸 別 割	营 業 割
明治二十七年	三二七・六三・二 円 (七七六人)	一四三・七八・五 円 (四一五人)	三九・一六・五 円 (二七六人)
明治二十八年	三二六・九三・八 円 (八〇二人)	三九九・六八・〇 円 (四二三人)	四一・二七・九 円 (二七五人)
明治二十九年	五五二・七三・二 円 (八〇二人)	四四九・三八・〇 円 (四二三人)	五四・五一・四 円 (二七五人)

() は納税人員

加していった。それは国や県の委任事務が村にしわよせされていったからでもある。

特にこの明治三十年、本庄村においては、広島県の訓令に基づく村地図を調整しなければならなかった。そのため、

村地図調整方法 (第九号)

明治三十年度歳入出追加予算

(第一〇号)

特別村税徴収方法

(第一一号)

が一月三十日村議会に提案されている。

それによると四八六円六〇銭二厘が必要であり、そのために左の名称及び税率で特別村税が村民に賦課されていく。

一、反別割 巷反歩ニ付 金三銭五厘

総反別予算高 二六四丁八反二畝

九二円六九銭二厘

一、地番割 巷地番ニ付 金三銭六厘

総地番数予算 一万九四二

三九三円九一銭二厘

ほかに、この年には村として明治二十八年村公債で建設された伝染病隔(離)所の公債元金四八二円五二銭その公債利子金二八円九五銭一厘を支払わねばならなかった。その捻出のため、地価割、制限の地租の七分の一(四分四厘余)に加え、制限を超過する一分五厘余(合わせて三分弱)を町村制一二六条により大蔵大臣(松方正義)に稟請して許可を受けねばならなかった(六月二十九日に許可)。

上申書問題の背景

村税には地価割のほか戸別割や営業割があった。営業割に多くを望めないこの地方では、戸別割に期待をつなぐ他はない。戸別割の徴収方法については村民の協議にまかされており、割り方について関心もたれたのは当然であった。いずれの区(川角を除く)の上申書も戸別割を戸等割にす

ることを要求している。

戸別割は、ごく一部の免除者を除き「村内ニ一家ヲ構^{サシ}ニ爨^{ツク}ヲナス者」に賦課するものであった。本庄村ではこの戸別割で三六一円二〇銭を徴収する予算であった。四二〇戸で平均八六銭となる。本庄村の戸数は四四〇であるから、四二〇戸とは殆んどといえる。毎戸平等の賦課と残りは納租者点数表(地租額により点数がある)による点数によって配分された賦課から成り立っている。

五月二十三日提出の二〇号議案「本庄村地方税中戸数割賦課徴収方法」によると平等割に各戸一〇銭、点数表は二〇銭以上一円までは一点、二円までは二点となり、六六円までは二九点、七〇円までは三〇点、しかも「七〇円以上を納むる者は其八円を増すごとに一点を加う」となっていて、地租納付額の多さほどには点数は増えなしくみだったのである。ところが、六月五日の決議書「明治三十年度歳入出豫算表中修正方法」によると平等割は地方税戸数割の三割五分とし、その残額を点数割とすることになった。点数は五〇銭までが一点、一円までが二点となっている。ところが六円までから次第に地租額と点数との割合は低くなり六四円までが二八点、七二円までが二九点と、二〇号議案よりもさらに上に軽くなっているのである。このように、貧しい者ほど重税に苦しむことになる。上申書の要求が反映していると考えられる。

川角からの上申書は見当たらない。当時、本庄村の収入役は、川角の織田信四郎であった。信四郎は、村が償還すべき二十九年度公債利子金二八円九五銭一厘の寄付願いを村長あてに出して受け付けられている。このような行爲と、川角からの上申書が出されなかったことは関係があるのかもしれない。

明治三十二年の予算表をみると、地価割は制限内の一割四分二厘にとどまっているが、夫役が加わっている。全戸数四三〇につき一戸あたり二人夫役が課せられている。一人夫役は二〇銭である。また戸別割では地方税戸

数割予算金二四一円八六銭の二・六六倍となり負担がさらに重くなっている。全国的にも三十三年からは地租割の制限が七分の一から五分の一に高められてくるのである。

三 共同苗代事件

共同苗代

村会議員で萩原の区長も務めていた志々田次太郎氏宅にある記録のなかに、共同苗代に関するおよび苗代種届」などであり、第二は共同苗代地除外を求める請願などで、明治四十一年十二月だけで四件ある。第三は、村長世良実三郎、助役三地清人、書記梶山定美についての寛大な処置を求める広島地方裁判所所審判事宛ての歎願書で、これが五件残っている。〔志々田家資料。以下同じ〕

明治四十年（一九〇七）一月、広島県知事になった宗像政は、農事改良を重要施策として取り上げた。そのうち米麦作改良では、当時効果をあげていた六つの方法を強調して、その年の三月には六大必行事項と名付け、その実行を強力に押し進めた。そのなかの「塩水選種法」、「種正条植」などは順調に普及していったものであったが、共同苗代は容易に受け入れられなかった。そこで、知事はこれを全県下に実行させようと、八月七日、「共同苗代設置規則」（県令第七〇号）を公布した。この規則では水稲の苗代はすべて共同苗代とすることにし、共同苗代を「採種浸種選種播種整地管理病虫害ノ駆除予防其他水稲ノ苗代ニ関スル一切ノ作業ヲ共同経営スル」と定義している。そのために「部落又ハ其他ノ区域ニヨリ共同苗代組合ヲ設」けることになり、「共同ノ事務ヲ処理スル為メ管理者ヲ設クヘシ」となっている。「採種田選定簿」などに萩原組合とあるのはその例であり、「共同地

及び苗代種届」には「一 五升 モチ種子 一 四斗 イセニシキ種子 一 貳斗 クレバンセン種子
一 壹斗 チョウシウワセ種子……」とある。共同地として中井秀四郎(九升)分と尺田健次郎(六斗六升)分の土地があり、両者連名で萩原区長・志々田次太郎宛に届を出している。このことから組合の管理者は志々田だったと考えられる。

規則は、土地の情況により、共同苗代が不可能な場合、郡市長経由で知事の許可を必要とするとし、そうでない場合、「拘留又ハ科料ニ処ス」ときびしい姿勢で実行をせまっている。また、九月二十九日にはすでに実施していた「成績優秀町村二十二か町村および成績優秀組合二七四組合を表彰」『広島県史』近代1するなど、初めから硬軟おりにまぜての県の態度であった。

反対運動

明治四十一年十二月分の請願の第一は、十五日の知事宛で「熊野村ハ土地高クシテ水乏シク地形高抵アリテ」(ハヤ)共同苗代設置が困難なので免除してほしいという請願であり、請願者は地主とある。

同じ十五日付で「懇願書」があり、「農民救済同盟会諸君ニ申ス」とあり、前と同じ理由をつけて「県令解除ノ義然ルヘク」と願っている。次は、二十四日のもので、熊野村農民から知事宛の請願である。先の理由をさらに具体的に述べるとともに稲苗を運搬するのに多くの夫役がいること、ひとりで数か所、十数か所の共同苗代に加入する必要があること、管理者の給料などを払わなければならないことをあげて「本村全部共同苗代設置ヲ除外ト被成下候様農民一同連署ヲ以テ伏テ奉請願候也」といっている。

このような反対は熊野村だけではなかった。すでに十月、安佐郡の大林村と安村では陳情や請願を行っていた。その後安芸、高田、双三の各郡にも広がっていったのである。それらの反対運動は熊野村と同じく共同苗代除外の措置を求めることがそのねらいであった。ところで「志々田家資料」の中に、十二月とだけあってだれが

書いたかも、実際に提出されたかどうかともわからない建白書が残っている。

建 白 書

誠恐誠惶謹テ

内務大臣閣下ニ白ス惟ンミルニ我カ廣島縣知事宗像政氏ハ人物高尚貴重ニ過ギ我々農民ニハ未タ適度セサル義ト思量仕候
間榮轉セラレン事ヲ謹テ建白ス

負荊頓首

明治四十一年十二月

廣島縣安藝郡熊野村

番

内務大臣宛に知事の更迭を求める、皮肉たっぷりの内容である。

同じ月の十三日、安佐、山県、高田、安芸、比婆の五郡の有志が集まり、共同苗代強制廃止期成同盟会を設立した。県会議員も参加してのものだった。そして支部が郡・村にまで結成されていったのである。それが四十二年一月十二日には、代議士を会長とする県民大会にまで発展した。ここでは県令そのものの撤廃を求めるとともに、そのために帝国議會に請願すること、代表一九名を選んで上京させることなどを決めた。

熊野村では、県会議員や村長を経験し、その当時は村会議員であった佐々木亮が、志々田次太郎らにこの件について西光寺において協議する旨召集をかけている。その会合がどのようなものであったかはわからない。しかし、次のような資料が残っている。四十二年とだけあって月日が空白の共同苗代除外願いで、農民総代志々田次太郎名で書かれている。また、佐々木亮が三月九日、県知事と内務大臣宛に意見書を提出する發議書（意見書の文

案は村会議長に一任することを含むを村会に出し、議決されている。これらも、西光寺での会合と関係があるのかも知れない。また、四十一年の温品村上組、府中村の成績をもとに負担の多いことを述べて反対する「共同苗代ニ關スル意見」が安芸郡会においても議決され、知事及び内務大臣に三月十九日付で提出されることになった。そのときの安芸郡会議長は本庄村の進(真)藤齋であった。

県の対応

当時、地元の代表的新聞には中国新聞と芸備日々新聞があり、共同苗代反対運動には芸備日々新聞が積極的だった。この新聞に三月二十一日本庄村で騒擾おこると記載されている。所轄の呉警察署の二〇名の警官が陳情書への捺印の真偽を戸別にたずね、役場職員を不正捺印書類作成の疑いで取り調べた、というのである。これに対して村民六〇〇人が役場職員の引渡しを要求した事件である。熊野村では、世良、三地、梶山の三名が拘禁された。歎願書には、「三名ノ者其性温和真実ニシテ平素ノ行動悪意ナキヲ信ズ今回ノ事件ノ如キハ誰氏モ驚然ノ至リ」といい、別の歎願書では「多年熊野村々政ヲ調理シ未タ嘗テ何等非行ナキハ勿論一点其職責上非難ヲ受ケシ事ナシ」と述べ、三名の放免を求めている。村長が村会議長を兼ねており、本庄村の例のように共同苗代反対の運動が役場を中心に行われていたことからおこった拘禁である。五件の歎願書のうち、差出人と日付があるのは一件である。それによると十一月二十日であり、熊野村在郷軍人会々員とある。その後で、この歎願書に同意する者には自書と実印(検印・拇印)を求めている。このときには三地と梶山は釈放されていたのか、二人の名前は抹消されている。

県知事はこのような強硬な姿勢をとっている反面、三月二十三日の発言のなかでは、苗代地を本場、分場、除外地の三種に分け、郡長と町村長の協議で除外地を認めるとともに、分場という共同の原則をくずすやり方も認めている。志々田家の資料のなかにも、「分場共同苗代人名〇〇」と書かれた断片がある。

四月二十一日には、第二回県民大会が開催され、県令第七〇号の撤廃、県知事の不信任などが決議された。しかも、運動方針のなかには赤十字社、愛国婦人会などに対する寄付行為を拒絶することや斯民会（民風指導、産業勸奨などをはかる地域の有力者の組織）を解散することなども入っており、共同苗代反対運動は、それだけにとどまらなくなった。

七月二十四日には、規則の一部を改正せざるを得なくなり、共同苗代の強制を緩和し、除外例を郡市長の権限に委ねる大幅な譲歩を行った。それは反対者を勇気づけ、十二月八日の県会では規則の廃止が大多数の賛成で可決され、九日県知事もこれを認めた。

熊野での終焉

熊野村で共同苗代に反対した人のなかで名前のは、村長、助役、書記一名、村議二名（佐々木、志々田）であった。また志々田は萩原の区長でもあった。ほかに農民、地主、在郷軍人とあるが、これらは署名がないのでだれであるかはわからない。村長や区長も、共同苗代に反対していたといえ、その実施を推進していたことはまちがいない。村政にかかわる人々は、県の命令を実行しながら他地域の動きを見ながら農民・地主の要求の先頭に立つという矛盾した立場をとらざるを得なかったことがわかる。

村長は四十二年十二月二十日の議事録に「刑事被告事件豫審決定ニ付キ村長ノ職ハ自然解職セリ」とあり、伊藤太三郎にかわる。四十三年三月十八日の県への事務報告書には、四十二年の共同苗代について「明治四十二年以来共同苗代設置規則発布セラレ又ハ近來正条植カ塩水選種法等ニテ非常之事務多用ナリ思フニ実業ハ国家財政上ノ根本ナレバ看過スルノ餘地ナシ」として、何ごともなかったように書かれている。県知事宗像政の在職は四十五年三月二十八日まで続く。世良実三郎は大正四年十一月、再び村長に返り咲いている。

四 米騒動

米騒動のはじまり

大正七年（一九一八）七月、富山県魚津の婦人たちによって、米騒動が始まった。この米騒動は広島県下でも四市一九町二〇か村を巻き込んだ。全国的にも参加人員の多さでは七番目の県である。騒動は早くも八月九日、三次町で始まり、米の移出阻止と、米屋への襲撃を行っている。広島市にも、このようすが十日には伝わり、十一日には夜の集合をもつに至った。そして十二、十三日には米価の引き下げ要求を掲げて米問屋や小売商を襲い、更に酒、醬油などの販売も要求するなど最高潮に達した。県下の運動を三次・広島でも全国的な闘争内容のうち小作争議との結合を除いたすべてを含んでいた。

熊野の状況

熊野村でも十四日に騒動が起きている。これに先立つ十三日の午後、呉の二河公園に多くの人々が集合し、米価引き下げの対策を話し合い、米屋に押しかけ、販売を要求している。また広島市からの影響により、十三日夜には海田や矢野でも米騒動があった。熊野の米騒動は呉や矢野・海田と関係があらに違いないが、その間のようなすはわからない。熊野では十四日の午後八時頃、神社や寺院の釣鐘や太鼓を合図に榊山神社境内に約三〇〇人が手に提灯を持って集合している。そして熊野村きっての豪農や三軒の米穀商を次々に襲って歩いた。電球を壊して屋内に入り、戸、障子、その他の器具などを手当り次第に破壊し、翌朝一時頃解散している。なお、このうち一軒の米穀商は米の買い占めをしたというので、前後三回にわたり襲撃を受けている。地主など、資産家・米穀商への襲撃である。熊野での米騒動を鎮圧するため軍隊（三〇人）の出勤も要請されたという。

『広島県警察百年史』及び「熊野町役場所蔵文書」など（以下同じ）。

